

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市安佐北区大林町字人甲6番1

氏 名 株式会社山陽レック
代表取締役 中川 明雄
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成29年 1月27日

許可の有効期限 平成36年 1月26日

禁複写

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H17. 2. 7	更新許可	H24. 2. 28	優良確認
H22. 2. 4	更新許可	H25. 3. 13	変更許可
H22. 3. 2	変更許可	H29. 1. 24	更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中 間 処 理 (焼却) この欄以下余白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 産業廃棄物処理物（判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）この欄以下余白
中 間 処 理 (切断) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち廃容器包装、鉛製の管又は板を含む、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）この欄以下余白
中 間 処 理 (圧縮) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管を含む、自動車等破砕物、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）この欄以下余白
中 間 処 理 (固化) この欄以下余白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉍さい ばいじん（判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち廃容器包装を含む、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）この欄以下余白
中 間 処 理 (混練) この欄以下余白	燃え殻（判定基準に適合しないものを含まない。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず

禁複写



1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中 間 処 理 (中和安定化・分解) 以 下 余 白	木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉱さい ばいじん（判定基準に適合しないものを含まない。） （これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白 廃酸 廃アルカリ （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以 下 余 白

禁複写

複写禁止

新

報

第

一

卷

第

一

第

一

卷

第